

保険金等のお支払に関する注意点

～ 保険金等をお支払する場合・ お支払できない場合の具体的事例～

「保険金等をお支払する場合・お支払ができない場合の具体的事例」は保険金等の支払の可否について、わかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。

ご契約の保険種類・ご加入の時期によっては取扱が異なる場合がありますので、実際のご契約での取扱に関しては、ご契約(特約)の内容、ご契約のしおり・約款を必ずご確認ください。

保険金等をお支払する場合、お支払できない場合について、それぞれ網羅したものではありません。記載以外に認められる事実関係等によっても取扱に違いが生じる場合があります。

保険金等をお支払する場合・

お支払できない場合の具体的事例(目次)

事例1

死亡保険金のお支払(免責事由への該当)

事例2

災害死亡保険金のお支払(免責事由への該当)

事例3

変額保険の死亡保険金のお支払(告知義務違反による解除)

事例4

変額保険の高度障害保険金のお支払(所定の障害状態への非該当)

事例5

入院給付金のお支払(責任開始前の発病)

事例6

入院給付金のお支払(支払日数限度の超過)

事例7

手術給付金のお支払(所定の手術への非該当)

死亡保険金のお支払 (免責事由への該当)

× お支払できない場合

被保険者が次のいずれかにより死亡したとき

1. 責任開始日から2年以内における自殺
2. 死亡保険金受取人の故意
3. 保険契約者の故意
4. その他、約款に記載の免責事由に該当する場合

お支払する場合

被保険者が責任開始日以降に病気や不慮の事故で死亡したとき(約款に記載の免責事由に該当しない場合)。

【解説】

1. ご契約(特約)により、死亡保険金をお支払できない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当する場合には、死亡保険金はお支払できません。免責事由はご契約(特約)の種類により異なりますので、ご契約のしおり・約款等をご確認下さい。

2. 変額保険・変額個人年金保険の場合、免責事由に該当して死亡保険金をお支払しないときは、積立金を契約者にお支払します。ただし、保険契約者の故意によるときには積立金もお支払しません。

災害死亡保険金のお支払 (免責事由への該当)

× お支払できない場合

< 被保険者の重大な過失 >

被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合。

< 泥酔状態を原因とする事故 >

泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡された場合。

お支払する場合

< 被保険者の不注意 >

被保険者が、居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡された場合。

< 軽度の酒酔い状態での事故 >

酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられて死亡された場合。

【解説】

ご契約(特約)により、災害死亡保険金・給付金等をお支払できない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金・給付金等はお支払できません。

< 一般的にお支払できない例 >

- ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合
- ・被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする場合

【変額保険】 死亡保険金のお支払 (告知義務違反による解除)

× お支払できない場合

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入会され、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓がん」で死亡された場合。

お支払する場合

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入会されたが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡された場合。

【解説】

1. ご契約に加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態等について正確に告知いただく必要があります。
2. 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、保険金等はお支払できません。
3. ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係がない場合には、死亡保険金をお支払します。

【変額保険】 高度障害保険金のお支払 (約款所定の障害状態への非該当)

× お支払できない場合

「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。

お支払する場合

ご契約加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。

【解説】

1. 高度障害保険金は、約款所定の障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払します。したがって、所定の障害状態に該当しない場合にはお支払できません。
2. なお、高度障害保険金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

【疾病入院特約】 入院給付金のお支払 (責任開始前の発病)

× お支払できない場合

ご契約加入前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、ご契約加入後に悪化し入院された場合。

お支払する場合

ご契約加入後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院された場合。

【解説】

1. 入院給付金等は、一般的に、疾病入院特約の責任開始期以後に発病した疾病、または災害入院特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を、直接の原因とする場合をお支払の対象と定めています。したがって責任開始前に発病した疾病や、責任開始前の事故を原因とする場合には、お支払できません。

2. なお、疾病入院特約により、責任開始期から一定期間経過後は責任開始期前の疾病を原因とするものでもお支払する場合があります。

事例6

【疾病入院特約】 入院給付金のお支払 (支払日数限度の超過)

以下のタイプの疾病入院特約の場合

- ・1回の入院に対して支払われる限度日数が120日
- ・退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については1回の入院とみなすタイプ

× お支払できない場合

「大腸癌」で130日入院され、退院から100日後に再び同じ「大腸癌」で90日入院された場合

1回目の入院は120日分お支払いたしますが、2回目の入院は1回目と通算される結果、支払日数の限度(120日)を超過することになるので、お支払できません。

お支払する場合

「大腸癌」で130日入院され、退院から200日後に再び同じ「大腸癌」で90日入院された場合

1回目の入院は120日分、2回目の入院は90日分お支払します。

【解説】

1. 疾病入院特約・災害入院特約には、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められている場合があります、その日数を超えた入院については、給付金はお支払できません。
2. なお、疾病入院特約・災害入院特約によっては、いったん退院し一定期間内に再入院された場合、1回の入院とみなし入院日数を通算することがあります。

【疾病入院特約】 手術給付金のお支払 (約款所定の手術への非該当)

× お支払できない場合

「慢性扁桃炎」のため、扁桃を摘出する手術(扁桃摘出術)を受けた場合。

お支払する場合

「急性虫垂炎」のため、虫垂を切除する手術(虫垂切除術)を受けた場合。

【解説】

1. 疾病入院特約により、手術給付金の支払対象となる手術の範囲が定められており、そのいずれにも該当しない手術を受けた場合には、給付金はお支払いできません。
2. お支払の対象となる手術については、疾病入院特約の「手術給付表」をご確認ください。